

## 役員等の報酬等の支給基準規程

(目的)

第1条 社会福祉法人光耀会（以下「法人」という。）役員及びこれに準ずる者が法人の業務を行ったときに、その対価として報酬を支給するものとし、その支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 報酬は、法人の業務を行ったとき、日を単位として、日額報酬を支給する。

1日につき	(1) 理事	6,000円
	(2) 監事	監査を執行するとき 15,000円
		その他の会議出席等 6,000円
	(3) 評議員	6,000円
	(4) 苦情解決第三者委員	6,000円
	(5) 評議員選任・解任委員会委員	6,000円

(支給方法)

第3条 報酬は、原則として業務を行った日に支給するものとし、定められた源泉所得税を控除した後の額とする。

(規程の対象除外)

第4条 当法人職員を兼務している場合には、この報酬規程は適用しない。

(公表)

第5条 この基準をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、評議員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月21日より施行する。